

春日部市立豊春中学校 PTA 会則

第一章 総 則

- 第一条（名称） この会は豊春中学校 PTA といい、事務所を豊春中学校におく。
- 第二条（目的） この会は保護者と教師が協力して、生徒の幸福な成長をはかる事を目的とする。
- 第三条（活動） この会は前条の目的を達成する為、次の事を行う。
- 1 良い保護者、良い教師になるよう努力をする。
 - 2 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の健全な成長をはかる。
 - 3 生徒の生活環境を良くする。
 - 4 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - 5 その他、この会の目的達成に必要な活動をする。
- 第四条（会員） この会は豊春中学校生徒の保護者と豊春中学校教職員をもって会員とする。

第二章 委 員

- 第五条（委員） この会に次の委員会をおく。
- | | | | | |
|--------|-----------|-----|---------|-----|
| 1 常任委員 | (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 2 名 |
| | (3) 会 計 | 若干名 | (4) 書 記 | 若干名 |
| | (5) 事務局 | 2 名 | | |
| 2 委 員 | 若干名 | | | |
| 3 会計監査 | 2 名 | | | |
| 4 顧 問 | 必要に応じて若干名 | | | |
- 第六条（委員の任務） この会の委員は次の任務を行う。
- 1 会長は会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。
 - 3 会計は会の会計事務を掌る。
 - 4 書記は総会及び常任委員会の記事ならびに会の活動に関する事項を記録し保存をして、会の事務を処理する。
 - 5 事務局は会の総合的事務を掌る。
 - 6 委員は学年別にまたは委員会別に活動する。
 - 7 会計監査は会計を監査する。
- 第七条（委員の選出） この会の委員の選出については次の通りとする。
- 1 会長・副会長は候補者選考委員会が選考し、総会で承認される。
 - 2 候補者選考委員は各委員会より 1 名選出、教職員より 1 名選出された者があたる。
 - 3 委員は各学年別に会員の互選とする。
 - 4 会計・書記・顧問は会長の委嘱とする。
 - 5 会計監査は総会で委員以外の会員から選出する。
- 第八条（委員の任期）
- 1 この会の委員の任期は 1 か年とする。ただし再任は妨げない。
 - 2 委員の欠員補充については第七条を準用し、前任者の残任期間とする。

第三章 会議・運営

第九条（会議） この会は次の会議によって運営される。
1 総会 2 常任委員会 3 監査委員会

第十条（会議の構成） この会の会議の構成は次の通りとする。
1 総会は全会員をもって構成する。
2 常任委員会は正副会長、会計、書記及び校長、教頭をもって構成する。
3 委員会は学年委員をもって構成する。
4 監査委員会は監査委員、正副会長、校長及び事務局長をもって構成する。

第十一条（総会） 1 総会は会の最高議決機関であって、毎年1回定期総会を開く。
ただし、必要により臨時総会を開くことができる。
2 総会は全会員の4分の1以上の出席をもって成立する。ただし委任状も出席とみなす。
3 議長はその都度決める。
4 議事は出席者の過半数で決める。
5 総会は書面により開催する。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。但し、必要な場合、会員出席の総会を開催する事が出来る。
5-2 全会員の4分の1以上の議決権行使書の提出があった場合、有効なものとし、議事はその過半数で決める。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含む。
6 総会では次の事項を決める。
1) 会務報告の承認 2) 決算の承認
3) 予算の議決 4) 活動計画の承認
5) 委員の承認 6) 会則改廃の承認
7) その他必要事項

第十二条（常任委員・委員会） 1 常任委員会及び各委員会はこの会の活動に必要な事項について調査、研究、立案をし、随時開催する。
2 常任委員会及び委員会の議長は会長または本部役員をもってあてる。

第十三条（監査委員会） 1 監査委員会は独立の機関で会計の監査をし、その結果を会員に報告する。
2 年度末監査の結果については総会に報告する。

第十四条（学年委員会） 1 その会に1, 3学年委員会をおく。
2 各学年生徒の福祉増進をはかる為の活動をする。
3 地域間の連携を密にし、校外における生徒指導及び福利厚生、文化的事業を通して、学校環境美化等につとめる為の活動をする。

第四章 会計

第十五条（会費） この会の経費は会員の会費等をもってあてる。

第十六条（会費の額） 会費は一世帯年間3,000円（月額250円）とする。ただし、委員会の承認を経て減免または臨時に徴収することが出来る。

第十七条（会計年度） この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第五章 附 則

第十八条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の承認により改正する事ができる。

第六章 慶 弔 規 定

第十九条（慶弔規定）この会の慶弔規定は会員及び生徒に慶弔があった場合適用する。

- 1 弔事
 - ① 生徒及び教職員、父母会員 花と 5,000 円
 - ② 教職員配偶者及び実父母 5,000 円
 - 2 入院（2 週間以上）
 - ① 生徒及び教職員 5,000 円
 - 3 結婚及び出産
 - ① 教職員に限る 5,000 円
 - 4 転退職（教職員転退職）
 - ① 本校在職年数 1 年につき 1,000 円
- 特別な事例が発生した場合は正副会長で検討し常任委員会で決定する。

第二十条（会則施行日）この会則は昭和 46 年 3 月 30 日から施行する。

この会則は昭和 51 年 4 月 1 日から修正施行する。
この会則は昭和 54 年 4 月 1 日から修正施行する。
この会則は昭和 58 年 4 月 1 日から修正施行する。
この会則は昭和 59 年 2 月 20 日から改定施行する。
この会則は平成 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
この会則は平成 4 年 5 月 15 日から改定施行する。
この会則は平成 7 年 5 月 20 日から改定施行する。
この会則は平成 8 年 5 月 18 日から改定施行する。
この会則は平成 12 年 5 月 23 日から改定施行する。
この会則は平成 14 年 5 月 24 日から改定施行する。
この会則は平成 17 年 5 月 26 日から改定施行する。
この会則は平成 21 年 5 月 14 日から改定施行する。
この会則は平成 23 年 5 月 19 日から改定施行する。
この会則は平成 25 年 5 月 17 日から改定施行する。
この会則は平成 29 年 5 月 12 日から改定施行する。
この会則は令和 2 年 5 月 18 日から改定施行する。
この会則は令和 3 年 5 月 17 日から改定施行する。
この会則は令和 4 年 5 月 20 日から改訂施行する。
この会則は令和 5 年 5 月 19 日から改訂施行する。
この会則は令和 6 年 5 月 24 日から改定施行する。